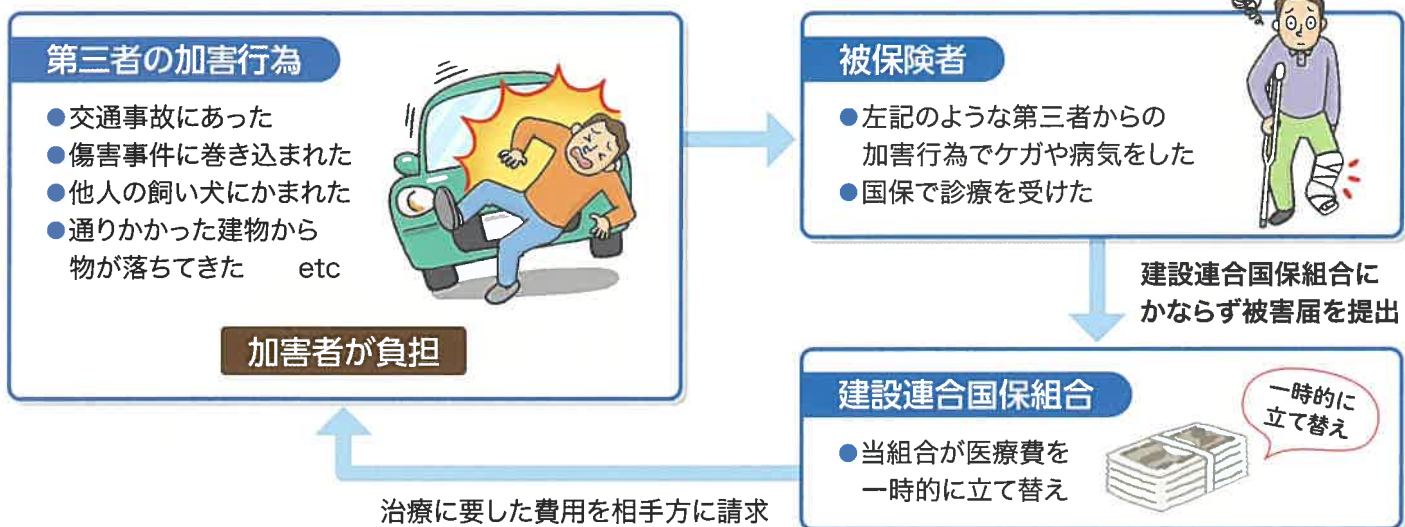


交通事故などでケガや病気をしたときは…

「第三者の行為による被害届」を提出してください

交通事故や傷害事件のように第三者から受けた傷病は、原則として相手方が費用を負担すべきものです。このような場合に国保での診療を受けることもできますが、同時にかならず建設連合国保組合に被害届を提出してください。

(国民健康保険法施行規則第32条の6により義務づけられています。)



かならず建設連合国保組合に届出(書類提出)をしてください

- 建設連合国保組合が負担した費用は一時的に立て替えたものです。あとで相手方または相手方加入の自動車保険に請求することになります。
- 交通事故の場合には、交通事故証明書(人身事故)も必要です。迷わず警察に届け出てください。

注意していただきたいこと

- 家族や親戚との間の傷病(たとえば同乗中の事故)であっても届け出てください。
- 相手方が不明の場合でも届け出てください。
- ご自身の過失の大小に関わらず、届け出てください。
- 相手方から現実に医療費等を受け取ってれば、その分の費用は建設連合国保組合の負担になりません。
- 相手方との取り決めや示談は慎重にお願いします。それらの内容によっては、建設連合国保組合が負担した費用を相手方に請求できなくなり、被保険者が負担しなければならなくなる場合があります。示談などをしようとするときは、事前に建設連合国保組合に連絡してください。

負傷原因調査にご協力ください

建設連合国保組合では、適切な事務処理をはかるため、骨折や打撲等のケガをされている被保険者の方につきましては、その原因を書面にて伺わせていただくことがあります。

当組合より負傷(傷病)原因報告書が郵送されましたら、期限までに提出をお願いします。